

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

処理業者名 株式会社金沢柿田商店

固有番号： 032155
備考： 全ての項目を出力

No	項目名称	内容
会社情報		
1)	住所（法人の場合は事務所・事業場の所在地）	〒920-0211 石川県金沢市湊3丁目23番地2
2)	代表者氏名（法人の場合）	代表取締役 朝倉 建郎
3)	役員等の氏名、就任年月日（法人の場合）	代表取締役 朝倉 建郎 （平成15年3月27日初就任） 代表取締役専務 朝倉 健晶 （令和7年3月27日初就任） 取締役 朝倉 國康 （令和7年3月27日初就任） 取締役 柿田 外茂行（昭和38年11月2日初就任） 監査役 朝倉 千晶 （令和4年12月18日初就任） （令和7年5月29日 現在）
4)	設立年月日（法人の場合）	昭和38（1963）年11月 2日 設立
5)	資本金・出資金の額（法人の場合）	昭和38年11月2日 500万円 昭和49年4月14日 1,300万円 に増資 昭和50年6月17日 2,600万円 に増資 昭和54年8月10日 3,600万円 に増資 昭和55年6月2日 4,600万円 に増資
6)	事業の内容	【 産業廃棄物処理業者としての、沿革 】 明治35（1902）年 小松市細工町において、柿田商店を創業 昭和29（1954）年11月 1日 金沢市此花町において、柿田商店 金沢集荷所を開設 昭和35（1960）年 8月 1日 金沢市神宮寺町へ、柿田商店 金沢集荷所を移転 昭和37（1962）年12月 1日 株式会社 柿田商店 金沢集荷所へ名称変更 昭和38（1963）年11月 2日 金沢市神宮寺町において、株式会社 金沢柿田商店を設立 資本金 5,000,000円 昭和41（1966）年 9月 1日 町名変更により、本社所在地が金沢市鳴和2丁目に変更 昭和46（1971）年 3月 1日 石川郡野々市町押野において、株式会社 金沢柿田商店 野々市集荷所を開設 昭和49（1974）年 4月14日 資本金 13,000,000円 に増資 昭和50（1975）年 6月17日 資本金 26,000,000円 に増資 昭和53（1978）年 1月 1日 本社所在地を、金沢市湊3丁目23番地2へ移転 昭和54（1979）年 8月10日 資本金 36,000,000円 に増資 昭和55（1980）年 6月 2日 資本金 46,000,000円 に増資 平成 2（1990）年 1月31日 株式会社 金沢柿田商店 野々市集荷所を、 株式会社 金沢柿田商店 野々市支店へ 名称変更 平成 5（1993）年 7月 1日 廃棄物再生事業者 石川県知事登録 新規登録 平成 7（1995）年 7月14日 産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 新規取得 平成 9（1997）年 6月23日 産業廃棄物処分類

6)	金沢市長許可 新規取得 平成10(1998)年11月 4日 産業廃棄物収集運搬業 富山県知事許可 新規取得 平成11(1999)年 1月25日 産業廃棄物処分業 石川県知事許可 新規取得 平成16(2004)年 9月 8日 ISO14001 認証取得 平成18(2006)年 5月 1日 産業廃棄物収集運搬業 福井県福井保健所長許可 新規取得 平成22(2010)年 3月11日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 富山市長許可 新規取得 平成22(2010)年 3月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 新規取得 平成23(2011)年11月11日 市政移行に伴い、野々市支店 所在地が 石川県野々市市押野に変更 平成24(2012)年 2月10日 産業廃棄物処分業 金沢市長許可 優良基準適合確認 (H24.2.10再交付) 平成24(2012)年 2月21日 産業廃棄物処分業 石川県知事許可 変更届 (再交付なし) [施設の設置場所の表記変更] 平成24(2012)年 3月 9日 産業廃棄物収集運搬業 富山県知事許可 優良基準適合確認 (H24.3.9優良確認・H24.3.23再交付) 平成24(2012)年 3月26日 産業廃棄物処分業 石川県知事許可 優良基準適合確認 (H24.3.26再交付) 産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 優良基準適合確認 (H24.3.26再交付) 平成24(2012)年 3月27日 産業廃棄物処分業 金沢市長許可 変更届 (H24.3.27再交付) [破碎施設の追加] 平成24(2012)年 4月 3日 産業廃棄物処分業 金沢市長許可 変更許可 (H24.4.3再交付) [中間処理〔破碎〕及び中間処理〔圧縮〕 の取扱廃棄物の種類における「自動車等 破碎物を除く。」の限定解除。中間処理 〔破碎〕の取扱廃棄物の種類に廃プラス チック類及び木くずを追加。中間処理 〔選別〕の追加] 平成24(2012)年 4月25日 産業廃棄物処分業 石川県知事許可 変更 (H24.4.25再交付) [「自動車等破碎物であるものを除く。」 の限定解除]
----	--

6)	産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 変更 (H24.4.25再交付) [汚泥、廃酸、廃アルカリ及び鉱さいの追加及びに、「自動車等破砕物であるものを除く。」の限定解除] 平成25(2013)年 1月15日 産業廃棄物収集運搬業 富山県知事許可 変更 (H25.1.15再交付) [汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くずの追加及びに、「自動車等破砕物であるものを除く。」の限定解除] 平成23(2013)年 2月 1日 産業廃棄物収集運搬業 福井県福井保健所長許可 変更 (再交付なし) [汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くずの追加及びに、「自動車等破砕物であるものを除く。」の限定解除] 産業廃棄物収集運搬業 福井県福井保健所長許可 更新 (再交付なし) 産業廃棄物収集運搬業 福井県福井保健所長許可 優良認定 (H25.2.1再交付) 平成25(2013)年10月16日 産業廃棄物処分業 石川県知事許可 変更 (H25.10.16再交付) [産業廃棄物の種類に係る表記の変更] 平成26(2014)年6月27日 産業廃棄物処分業 金沢市長許可 更新 (再交付なし) 平成27(2015)年3月11日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 富山市長許可 更新・優良認定 (H27.3.11交付) 平成27(2015)年3月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 更新・優良認定 (H27.3.19交付) 平成27(2015)年9月15日 産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 変更 (H27.9.15再交付) [廃プラスチック類等を「積替え、保管を含む。」に変更] 平成27(2015)年11月 4日 産業廃棄物収集運搬業 富山県知事許可 更新・優良認定 (H27.12.9交付) 平成28(2016)年3月22日 産業廃棄物処分業 石川県知事許可 更新 (H28.3.22交付) 平成28(2016)年3月25日 産業廃棄物処分業 金沢市長許可 変更 (H27.3.25再交付) [選別施設の設置場所の変更]
----	--

6)	平成29（2017）年5月16日 産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 変更 (H29.5.16再交付) [汚泥等を「積替え、保管を含む。」に変更、 石綿含有産業廃棄物の追加及び「判定基準に 適合しないものを除く。」の限定解除] 平成29（2017）年7月14日 産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 更新 (H29.7.14交付) 平成29（2017）年10月1日 産業廃棄物処分業 金沢市長許可 変更 (H29.11.16再交付) [事業の範囲に水銀使用製品産業廃棄物及び 水銀含有ばいじん等の取扱いを記載] 平成29（2017）年10月11日 産業廃棄物処分業 石川県知事許可 変更 (H29.10.11再交付) [事業の範囲に水銀使用製品産業廃棄物及び 水銀含有ばいじん等の取扱いを記載] 令和2（2020）年3月26日 産業廃棄物収集運搬業 福井県知事許可 更新 (R2.3.26交付) 令和3（2021）年1月5日 産業廃棄物処分業 金沢市長許可 変更 (R3.1.5再交付) [中間処理[破碎]の取扱廃棄物の種類の 廃プラスチック類及び木くずの廃止並びに 破碎施設の廃止] 令和3（2021）年6月23日 産業廃棄物処分業 金沢市長許可 更新 (R3.6.23交付) 令和4（2022）年3月11日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 富山市長許可 更新 (R4.3.11交付) 令和4（2022）年3月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 更新 (R4.3.19交付) 令和4（2022）年11月 4日 産業廃棄物収集運搬業 富山県知事許可 更新 (R4.11.4交付) 令和5（2023）年2月13日 産業廃棄物処分業 石川県知事許可 更新 (R5.2.13交付) 令和6（2024）年8月29日 産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 更新 (R6.8.29交付) 令和6（2024）年8月29日 産業廃棄物収集運搬業 石川県知事許可 更新 (R6.11.6再交付) [積替え場所の所在地の表記変更]
----	---

6)

許可の内容

7) 事業計画の概要

【事業の全体計画】

事業計画の内容

(許可申請・変更時 事業計画の概要を記載した書類より)

[事業内容]

○ 産業廃棄物処分業/中間処理

(石川県[優良]・金沢市[優良])

○ 産業廃棄物収集運搬業

(石川県[優良]・富山県[優良]・福井県[優良])

○ 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(石川県[優良]・富山市[優良])

○ 鉄鋼原料、非鉄くず、中古機械及び工具、その他再生資源

原料の回収並び加工及び販売

○ 計量証明業務

○ 一般鋼材の加工及び販売

○ 自動車リサイクル事業

○ フロン回収作業

○ 上記に付帯関連する一切の業務

＜運搬業（産業廃棄物）＞

建設業者等の排出事業者より排出される下記の産業廃棄物について収集運搬の依頼をされており、弊社としてもその依頼に応えるべく、産業廃棄物収集運搬業を行う。

なお、収集した産業廃棄物は、弊社を始めとする適正処理可能な事業者へ運搬する。

＜運搬業（特別管理産業廃棄物）＞

建設業者等の排出事業者より排出される下記の産業廃棄物について収集運搬の依頼をされており、弊社としてもその依頼に応えるべく、特別産業廃棄物収集運搬業を行う。

＜処分業＞

産業廃棄物処分業に係る中間処理として金属くず、廃電気機械器具、金属くずに付着した廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くずの圧縮並びに建設廃材の金属くず、がれき類の破碎の業務を行う。

尚、本社では上記以外に、木くず、廃プラスチック類等の破碎業務や、ギロチンダスト、プレスダスト並びに、建設資材、混合金属等の選別業務も、行っています。

【処理計画量】

＜運搬業（産業廃棄物）＞

〔収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等〕

産業廃棄物の種類	運搬量	積替え又は保管	性状
A 汚泥	3t/月	積替えあり	泥状
B 廃油	1t/月	積替えあり	液状
C 廃酸	0.1t/月	該当なし	液状
D 廃アルカリ	0.1t/月	該当なし	液状
E 廃プラスチック類	35t/月	積替えあり	固体
(石綿含有産業廃棄物を含まない。)			
F 廃プラスチック類	0.5t/月	積替えあり	固体
(石綿含有産業廃棄物を含む。)			
G ゴムくず	0.2t/月	積替えあり	固体
H 金属くず	350t/月	積替えあり	固体
I ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	15t/月	積替えあり	固体
(石綿含有産業廃棄物を含まない。)			
J ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	0.5t/月	積替えあり	固体
(石綿含有産業廃棄物を含む。)			

7)

K	鋳さい	0.2t/月	積替えあり	固体
L	がれき類	5t/月	積替えあり	固体
(石綿含有産業廃棄物を含まない。)				
M	がれき類	5t/月	積替えあり	固体
(石綿含有産業廃棄物を含む。)				
N	紙くず	0.2t/月	積替えあり	固体
O	木くず	5t/月	積替えあり	固体
P	繊維くず	0.2t/月	積替えあり	固体
Q	混合廃棄物	10t/月	積替えあり	固体
(廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類)				
(運搬施設の概要)				
施設および処理の状況(収集運搬業者)				
運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況				
《 施設および処理の状況(収集運搬業者)				
ー運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況(画像添付)				
ー詳細(クリックで表示)》参照				
《運搬業(特別管理産業廃棄物)》				
(収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等)				
産業廃棄物の種類				
運搬量は保管				
性状				
A	廃油	0.3t/月	該当なし	液状
(運搬施設の概要)				
施設および処理の状況(収集運搬業者)				
運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況				
《 施設および処理の状況(収集運搬業者)				
ー運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況(画像添付)				
ー詳細(クリックで表示)》参照				
《処分業》				
(処分する産業廃棄物の種類及び処分量等)				
(石川県 処分業(野々市支店))				
産業廃棄物の種類				
処分方法				
処分量				
性状				
A	金属くず	破碎	60t/月	建設工事現場から排出される工作物の解体による金属くず
B	がれき類	破碎	5t/月	建設工事現場から排出される工作物の解体によるがれき類
(金属くずが付着したものに限り)				
C	廃プラスチック類	圧縮	1t/月	廃電気機械器具
(金属くずが付着したものに限り)				
D	金属くず	圧縮	45t/月	廃電気機械器具
金属缶類				
業務用冷蔵庫				
温水ボイラー				
E	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	圧縮	1t/月	廃電気機械器具
(金属くずが付着したものに限り)				
業務用冷蔵庫				
温水ボイラー				
(金沢市 処分業(本社))				
産業廃棄物の種類				
処分方法				
処分量				
性状				
A	金属くず	破碎	150t/月	建設工事現場で発生したもの
B	がれき類	破碎	10t/月	建設工事現場で発生したもの
(金属くずが付着したものに限り)				

7)	C 金属くず	圧縮	70t/月	建設工事現場で発生したもの
	D 廃プラスチック類 〔金属くずが付着したものに限る〕	圧縮	20t/月	解体業者によって解体されたもの
	E ガラスくず及び陶 陶磁器くず〔金属くずが付着したものに限る〕	圧縮	10t/月	建設工事現場で発生したもの
	F 廃プラスチック類	選別	5t/月	建設工事現場で発生したもの
	G 紙くず	選別	0.5t/月	建設工事現場で発生したもの
	H 木くず	選別	3t/月	建設工事現場で発生したもの
	I 金属くず	選別	10t/月	建設工事現場で発生したもの
	J ガラスくず及び陶 磁器くず	選別	2t/月	建設工事現場で発生したもの
	K がれき類	選別	3t/月	建設工事現場で発生したもの
	〔施設の概要〕 《 許可の内容－業許可証の写し－詳細（クリックで表示） 》参照 〔最終処分場〕 該当なし			
	【具体的な計画】 《運搬業（産業廃棄物）》 〔収集運搬業務の具体的な計画〕 (1) 車両ごとの用途 〔石川県申請時〕 許可運搬車両 全て （金沢100さ5801・金沢100は17・ 金沢100は530はダンプの為、がれ き類と鉱さいは、運べません。） .. (1) 積替え、保管を除く。 廃酸、廃アルカリ .. (2) 積替え、保管を含む。 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず」、鉱さい、 がれき類 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、 石綿含有産業廃棄物であるものを含む 以上 13 種類 〔富山県申請時〕 キャブオーバ 許可品目すべて ダンプ 許可品目すべて バン 許可品目すべて ショベル・ローダ 許可品目すべて 〔福井県申請時〕 キャブオーバ 許可品目すべて ダンプ 許可品目すべて バン 許可品目すべて			
	(2) 収集運搬を行う時間			

7)	午前8時～午後5時 (各々正午1時間、午前午後各20分の休憩あり) (3) 休業日 当社の休業日は、日曜日、お盆休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、当社が規定した日（週40時間規定に準拠）である。 (3) 組織及び従業員数 《 社内組織体制－社内組織図－詳細（クリックで表示） 》参照 《 運搬業（特別管理産業廃棄物） 》 〔収集運搬業務の具体的な計画〕 (1) 車両ごとの用途 キャブオーバ 許可品目すべて (2) 収集運搬を行う時間 午前8時～午後5時 (各々正午1時間、午前午後各20分の休憩あり) (3) 休業日 当社の休業日は、日曜日、お盆休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、当社が規定した日（週40時間規定に準拠）である。 (3) 組織及び従業員数 《 社内組織体制－社内組織図－詳細（クリックで表示） 》参照 《 処分業 》 〔処分業務の具体的な計画〕 (処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。) (1) 処分を行う時間 破砕処理 午前8時00分から、午後5時00分 (正午1時間の休憩あり。) 圧縮処理 午前8時00分から、午後7時00分（本社） 午前8時00分から、午後5時00分（野々市支店） (正午1時間の休憩あり。) 選別処理 午前8時00分から、午後5時00分 (正午1時間の休憩あり。) (2) 休業日 当社の休業日は、日曜日、お盆休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、当社が規定した日（週40時間規定に準拠）である。 (3) 組織及び従業員数 《 社内組織体制－社内組織図－詳細（クリックで表示） 》参照 【環境保全措置の概要】 《 運搬業（産業廃棄物） 》 《 許可の内容－業許可証の写し－詳細（クリックで表示） 》参照 《 運搬業（特別管理産業廃棄物） 》 《 許可の内容－業許可証の写し－詳細（クリックで表示） 》参照 《 処分業 》 〔石川県 処分業（野々市支店）〕 《 許可の内容－業許可証の写し－詳細（クリックで表示） 》参照 〔金沢市 処分業（本社）〕 (1) 中間処理施設において講ずる措置 廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同法第15条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設維持管理基準を遵守した措置を講じ、適正に廃棄物の処理を行う。 特に中間処理施設の適正な使用・点検・機能維持、産業廃棄物の飛散・流出の防止及び騒音振動に対する環境保全に万全を尽くす。 定期的な散水、消臭剤・殺虫剤を散布し、粉じん・悪臭及び害虫の発生防止に努める。 (2) 保管施設において講ずる措置 廃棄物処理法第12条第2項に規定する産業廃棄物処理基準及び保管基準を遵守し、適正に廃棄物の保管を行う。 特に適正な保管量の遵守及び油水分離槽・雨水分離槽を用いて汚水の流出の防止に努める。
----	---

7)		定期的に清掃・消毒し害虫の発生防止に努める。 (3) 最終処分場において講ずる措置 該当なし 【その他】 該当なし
8)	業許可証の写し	別紙参照
施設および処理の状況（収集運搬業者）		
9)	運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況（文字表記）	画像添付のため、記載なし
10)	運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況（画像添付）	別紙参照
11)	積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量（文字表記）	画像添付のため、記載なし
12)	積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量（画像添付）	別紙参照
13)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（文字表記）	画像添付のため、記載なし
14)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（画像添付）	別紙参照
施設および処理の状況（処分業者）		
15)	処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要（文字表記）	画像添付のため、記載なし
16)	処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要（画像添付）	別紙参照
17)	処理施設の設置許可証の写し	
18)	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	別紙参照
19)	産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程（文字表記）	画像添付のため、記載なし
20)	産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程（画像添付）	別紙参照
21)	二次委託先の個社名の公表開示の可否	開示可
22)	二次委託先の個社名の公表開示の状況	未開示
23)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量（文字表記）	画像添付のため、記載なし
24)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量（画像添付）	別紙参照
25)	直前3年間の処理施設の維持管理の状況（文字表記）	該当なし
26)	直前3年間の処理施設の維持管理の状況（画像添付）	
27)	直前3年間の熱回収量等	
財務諸表		
28)	前年財務諸表	別紙参照
29)	前々年財務諸表	別紙参照
30)	前々々年財務諸表	別紙参照
料金		
31)	料金の提示方法	収集運搬、処理料金につきましては種類、量等により計算いたします。 本社：076-237-6215 野々市支店：076-248-1232 までご連絡ください。 ※下見、見積りは無料で承ります。

32)	料金表、料金算定式（文字表記）	全て、トラックスケール又は手動秤にて実重量を計測し、料金を決定します。
33)	料金表、料金算定式（画像添付）	
社内組織体制		
34)	社内組織図	別紙参照
35)	人員配置	社内組織体制－人員配置、職務分掌－詳細（クリックで表示）参照 (R7.5.29)
事業場の公開		
36)	事業場の公開の有無、頻度	見学依頼があれば、その都度公開しています
自由記載（任意）		
37)	その他特記事項	＜ 事業場の所在地 ＞ 株式会社 金沢柿田商店 本社 〒920-0211 石川県金沢市湊3丁目23番地2 TEL 076-237-6215 FAX 076-237-1036 株式会社 金沢柿田商店 野々市支店 〒921-8802 石川県野々市市押野4丁目95番1 TEL 076-248-1232 FAX 076-248-1513 ＜ 環境活動の履歴 ＞ ○「ISO14001」環境マネジメントシステム認証取得 認証年月日 平成16年9月8日 認証書番号 No.09533 認証事業所 本社及び野々市支店 認証 範囲 1) 金属くずの回収及び製鋼原料の販売 2) 鉄スクラップ加工処理 3) 産業廃棄物収集運搬処理
38)	自社ホームページURL	http://www.kanazawakakida.co.jp/